

議案第 2 1 号

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「乳児等通園支援に従事する」を「乳児等通園支援事業所の」に改め、同条中「乳児等通園支援事業において乳児等通園支援に従事する」を「乳児等通園支援事業所の」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条第1項中「保育士（）」の次に「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年

法律第29号。以下この項において「改正法」という。) 附則第12条の規定による改正前の」を加え、「) 第12条の5第5項」を「。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。) 第12条の5第3項」に、「事業実施区域内」を「事業実施区域であった区域内」に、「又は当該事業実施区域に係る」を「、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。